間が3年以内から10

営業活動を行う事業者等の占用許可期

さらに平成28年度には、民間企業等、

して全国的に行えるようなりま

都市・

地域再生等利用区域 の 指定) と

平成23年度からは、準則を改正して、

一部の区域で占用を行えるようになり、

平成16年度からは、社会実験として

特例 (河川敷地占用許可準則に 基づく

地の利用を促進し、水辺の賑わいづく

則の改定が行われ、

民間による河川敷

成3年度、平成2年度に特例措置や 望の高まりを受けて、平成16年度、 空間」として積極的に活用したいと要

平 準

りを一層推進出来るようになりました。

年の「かわまちづくり」支援制度実川敷地占用許可準則緩和、平成28

川敷地占用許可準則緩和、平成国土交通省では、平成23年の

河

制度上

場の取り

国土交通省水管理・

進する「ミズベリング・プロエ交通省水管理・国土保全り組みとして注目されるの上の改正とともに、施策現

施要綱改定を通じて、

市区町村に

よる水辺とまちが一体となった都

ける民間の活動や投資誘発への支市・地域づくりの推進、水辺にお

辺、特に河川の価値を見つめ直し行政が三位一体となって地域の水

して

いこうという活動です。

ジェクト」。これは、市民や企業、局が推進する「ミズベリング・プロ

援を拡大しています。

水辺の利用は「ダメ

やれるかも!」へ

水辺の魅力を再発見・再発信

水辺って、何?

みは、

公共空間である水辺を活用し、

り、ビジネスチャンスを提供することを業が主体的に関われる場・機会をつく 地域の魅力を引き出すために、民間企

「水辺にカフェをひらきたい」「イ 指して規制緩和が進んでいます。 たな意味をかけ合わせた造語です ン)+-NG(進行形)」というように、オ「水辺+リング(輪)」、「水辺+R(リノベ ※ミズベリング(MIZUBE BING)とはっ

備され厳しく管理されてきました。るという視点から、地域ごとに整

○河川占用許可準則の規制緩和

河川は、

水害から市民生活を守

水辺もまちも変わる」

「規制緩和で、

しかし昨今は、水害対策だけでな

水辺の美しいまちづくりを目

平成26年3月に始まったこの取り組

空間』を活かした ろりに向けて

世界の主な都市には、その都市を代表する川や水辺と周辺の街並みが一体となった 美しく風格のある空間が形成され、多くの人々に親しまれています。

日本においても、水辺は古くは万葉の時代に詠まれた和歌や浮世絵などにも描かれ、歴史・文化の奥深さとともに

地域と融けあい、まちの象徴として美しい風景を織りなし、風格のある空間を形成してきました。 しかし、高度経済成長と共に、多くの河川は効率重視の排水路と化し、街並みから背を向けられる状況にあります

一方、近年では民間事業者などの手により、水辺を活かした再開発が進んでいます。

災害が甚大化する時代だからこそ、川との新しい関係性を築く、都市の顔となる水辺づくりが求められています

「か今後目指していく新たな「水辺」の取り組みについてご紹介します。

14号では、水辺の賑わいを創造する取り組みとして、ミズベリング、河川占用許可準則の規制緩和 かわまちづくり、支援制度について紹介するとともに、それらを活用した取り組み事例。

新しい活用の可能性を切り開くたに活用されていない日本の水辺の

みです。

提供し、新しい文化を創造する取り組

しい 公共空間活用 のライフスタイル

を

でなく「育てる」ことを視野に入れた新

業・行政が一体となり、目的としています。その

その上で、

「つくる」だけの上で、市民・企

○ミズベリング (MIZUBE RING)

ミズベリングは、

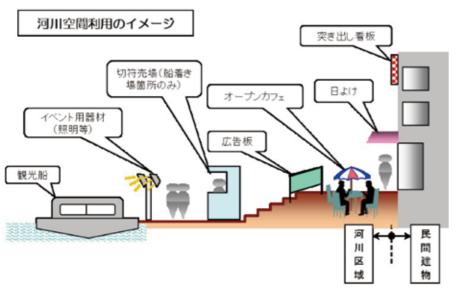
まだまだ、十分

まちはもっと輝く」

水辺のアクションが増える

めの官民一体の協働プロジェクト

河川空間利用のイメージ(国土交通省 「官民連携まちづくりの進め方」より)



平成23年3月の準則改正により、全国の河川で民間事業者が、飲食店、オープンカフェ、 広告板、照明・音響施設、バーベキュー場等を設営することが可能となりました。全国で水 辺空間の様々な利用が加速しています。

期待されます。 企業等による河川敷地の利用が促進さ立てられるようになり、さらなる民間 れ、水辺の賑わいづくりが一層進むと

できる可能性は日々高まっています。市民・企業・行政のアイデアを活用ベントやコンサートをしたい」など。

い」など。

取り組みが河川占用許可準則の規制緩和の

適用されることにより、 着き場や切符売り場など、 カフェや各種イベント、 河川占用許可準則の規制緩和 観光船の船 オープン 水辺

管理者がこの占用許可を行うに当たっ者の許可を受けなければならず、河川

地を占用しようとする者は、河川管理

河川法第24条では、河川区域内の土

共団体、公益事業者等の公益性の高い

ものを優先すると記載があり、

オー

ありませ

んで

した。

しかし、

河川敷地を「賑わいのある

については、占用許可の対象施設では ンカフェやバーベキュー場などの施設 用許可準則」では、

占用主体 は

地方公

平 成 11

年に定められた「河川敷地占

許可準則」が定められています。

ての 審査基準 として、

「河川敷地占用

なります 賑わ いに繋がる取り 組みが可能に

「地域の資源を みんなで活かす」

○「かわまちづくり」支援制度

るため、 組み"かわまちづくり* て地域の賑わい創出を目指す取り 国土交通省では、水辺を活か 平成21年度に「かわ を推進す まち

> 登録を行い、ハード・ソフト両村等からの申請にもとづき計画 から支援を行っています。 り」支援制度を創設し、 両面 の町

利用区域」の指定を行うなどの を可能とする「都市・地域再生等 ズに応じて河川空間の多様な利用 フェを設置するなど、地域のニー 備のほか、 省では、親水護岸などのハード 河川空間にオ ープンカ ソ 整

方によって新たな価値を生み出す可能性を秘の資源が眠っています。また、水辺はその使生活とのつながりなど、水辺にはその地域特 かわまちづくりは地域の「顔」、そ

「かわまちづくり」支援制度の取り組み事例(岐阜県美濃加茂市) リバーポートパーク

フト対策の支援を実施しています この取り組みに対し、 国土交通

3 2020.9 岐阜商工 月報 2

当所創立130周年事業 今秋開催(予定)

新しい鵜飼の楽しみ方・魅せ方の提案「長良川プロムナード」を活用した

長良川ブランド

「かわべの宵

〜コロナ禍における新しい姿でのイベントのあり方としてのデモンストレーション〜

ド」などの川岸から、各々の時間 ド」などの川岸から、各々の時間 に自由に情緒ある観覧ができると いう鵜飼観覧スタイルを、広く市 民・来訪者に利用されるように提 案するものです。 長良川の鵜飼観覧を岐阜市の観

このイベントは、鵜飼観覧船か

の活用について、これまでに平成の活用について、これまでに平成の社会実験を兼ねて行います。 の社会実験を兼ねて行います。 当所では、「長良川プロムナード」

だまだ日常的な周知には至っておにも提唱してまいりましたが、ま11年に再整備計画が実施される際の活用について、これまでに平成

今回改めて提案。また今回の「長今回改めて提案。また今回の「長今回改めて提案。また今回の「長り川ブランドかわべの宵」を、将来的には、移動型のキッチンカーなどを配備し、食と鵜飼をテーマととを配備し、食と鵜飼をテーマととがは阜市観光の魅力度向上へとつなげていきたいと考えます。

では活力ある岐阜の長良川でいきまいの場・賑わい拠点となり、ひいては活力ある岐阜市民に愛される憩いの場・賑わい拠点となり、ひいては活力ある岐阜のまちづくりに貢献できることを切望し、今後も継続して本事業を展開していきます。





5